

特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所 確認検査業務手数料一覧表 (消費税:非課税)

単位:円

**1 基本手数料**

**【(1) 建築物】**

建築基準法第6条第1項第三号に掲げる建築物

都市計画区域若しくは準都市計画区域若しくは景観法第七十四条第一項の準景観地区内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物	確認申請	中間検査	完了検査
	¥20,000	¥20,000	¥20,000

建築基準法第6条第1項第一号、第二号に掲げる建築物

床面積の合計	確認申請	中間検査	完了検査		仮使用認定
			エネルギー消費性能に関する検査が必要な場合	エネルギー消費性能に関する検査が不要な場合	
100㎡以下	¥30,000	¥30,000	¥50,000	¥30,000	¥65,000
100㎡超～200㎡以下	¥40,000	¥40,000	¥60,000	¥40,000	¥80,000
200㎡超～300㎡以下	¥50,000	¥50,000	¥70,000	¥50,000	¥90,000
300㎡超～500㎡以下	¥60,000	¥60,000	¥90,000	¥60,000	¥100,000
500㎡超～1,000㎡以下	¥100,000	¥100,000	¥140,000	¥100,000	¥150,000
1,000㎡超～2,000㎡以下	¥150,000	¥150,000	¥200,000	¥150,000	¥200,000

< 構造計算を行った確認申請審査等については、別紙「2 加算手数料」が必要です。 >

**【(2) 昇降機、小荷物専用昇降機】**

	確認申請	完了検査	仮使用認定
型式部材等製造者認証を受けたもの	¥25,000	¥35,000	¥35,000
上記以外のもの	¥50,000	¥50,000	¥50,000

**【(3) 工作物】**

	確認申請	完了検査	仮使用認定
令第138条第1項に掲げるもの	¥50,000	¥35,000	¥35,000
令第138条第2項及び第4項に掲げるもの	¥60,000	¥40,000	¥40,000

< 京都府内における現場検査時の旅費等については掛かりません。 >

## 2 加算手数料等

### 【(1) 構造計算を行った確認申請審査手数料】

構造計算を行った場合の加算手数料

構造計算内容	ルート2 以外	ルート2
300㎡以下	¥40,000	¥160,000
300㎡超～500㎡以下	¥50,000	¥190,000
500㎡超～1000㎡以下	¥60,000	¥220,000
1000㎡超～2000㎡以下	¥70,000	¥250,000

### 【(2) 天空率の審査手数料】

天空率の審査を行った場合の加算手数料

天空率加算手数料	¥5,000
----------	--------

\* 天空率の適用が複数ある場合は、追加項目1件に付¥3,000を加算します。

### 【(3) 避難安全検証法等の審査手数料】

適用法	避難安全検証法	耐火性能・防火区画検証法	火災時倒壊防止性能検証法	避難時倒壊防止性能検証法
確認加算手数料	¥20,000	¥20,000	¥20,000	¥20,000

### 【(4) バリアフリー法の審査手数料】

バリアフリー法の規定の審査を行った場合の加算手数料

手数料種目	確認審査手数料	完了検査手数料
加算手数料	¥20,000	¥20,000

### 【(5) 計画変更確認の審査手数料】

計画変更の場合の審査手数料

建築物の計画変更内容	審査手数料
変更に係る直前の確認を研究所以外から受けている場合	当該建築に係る部分の床面積による確認申請手数料の額
変更に係る直前の確認を研究所から受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の床面積による確認申請手数料の額
床面積に反映されない変更の場合	別途協議とします。

### 【(6) 省エネ基準適合判定を行った場合の検査加算手数料】

標準入力法による非住宅の省エネ基準適合判定を行った場合の加算手数料

手数料種目	完了検査手数料
加算手数料	¥30,000

### 【(7) その他、複数棟の場合など】

\* 複数棟の場合、「法6条第1項第一号及び第二号」の枠となります。

(法6条第1項第三号のみの申請を除く。)

\* 仮使用認定の延長のみの申請の場合、認定申請手数料は¥20,000となります。

\* 同一棟の増築の場合、別途手数料を申し受ける場合があります。